

関連当事者取引の開示

関連当事者取引が注目されています。開示が始まって久しくなりますが、関連当事者の範囲及び開示対象か否かは実務的に悩ましいところです。

以下の設問で一緒に考えてみてください。

ただし、公認会計士あるいは監査法人による監査が法定される大会社における開示を念頭においています。

【主要株主の近親者が代表取締役を務める会社との取引】

設問 ①

「主要株主の近親者が代表取締役を務める会社」と財務諸表作成会社との取引は、関連当事者との取引の対象になるのか。

考え方

「財務諸表作成会社の主要株主の近親者」は、「**関連当事者**」に含まれます。

また、関連当事者が第三者のために会社との間で行う取引は、会社と第三者との間の取引で関連当事者が当該取引に関して会社に重要な影響を及ぼしているものは「**関連当事者との取引**」に含まれます。

したがって、設問では、主要株主の近親者が代表取締役を務めていることから、当該会社と財務諸表作成会社との間の取引については重要な影響を及ぼしているものと考えられるため、開示対象になります。

関連当事者の重要性の判断に係るグループ区分において、主要株主の近親者は関連当事者適用指針第13項(4)①に該当するため、**個人グループ**に当てはまります。

《**個人グループに該当する場合の開示対象・・・関連当事者適用指針第16項**》

連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、1,000万円を超える取引については、すべて。

【取締役の近親者が代表取締役を務める会社との取引】

設問 ②

「取締役の近親者が代表取締役を務める会社」と財務諸表作成会社との取引の場合に、関連当事者の重要性の判断について、どの規定を参照すればよいのか。

考え方

関連当事者の重要性の判断に係るグループ区分において、取締役の近親者は関連当事者適用指針第13項(4)②に該当するため、個人グループに当てはまります。

しかし、当該近親者が法人の代表として財務諸表作成会社と取引を行う場合には、法人間における商取引に該当するため、**法人グループ**の場合の取引に属するものとして扱います。

ただし、当該近親者が当該法人又は当該法人の親会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合は、当該法人自体が**個人グループ**に属するため、関連当事者適用指針第16項に基づき開示を行うことになります。(設問 ①参照)

《法人グループに該当する場合の開示対象・・・関連当事者適用指針第15項》

I 連結損益計算書項目に属する科目に係る関連当事者との取引

イ 売上高、売上原価、販売費及び一般管理費

売上高又は売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の10%を超える取引

ロ 営業外収益、営業外費用

営業外収益又は営業外費用の合計額の10%を超える損益に係る取引

ハ 特別利益、特別損失

1,000万円を超える損益に係る取引



II 連結貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引並びに債務保証等及び担保提供又は受入

イ その金額が総資産の 1%を超える取引

ロ 資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、取引の発生額が総資産の 1%を超える取引

ハ 事業の譲受又は譲渡の場合には、対象となる資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、総資産の 1%を超える取引

【役員と子会社との取引】

設問 ③

「上場会社 A 社の代表取締役甲が、A 社の 100%子会社である非上場の建設会社 B 社の施行によって、5,000 万円を自宅を建てた。特段の値引きを行わず、外部の第三者との取引と同条件であった。この場合でも、A 社の連結財務諸表上、関連当事者取引の開示対象になるのか。

考え方

連結財務諸表上、B 社と甲との取引は「**関連当事者との取引**」に該当し、個人グループとして 1,000 万円を超える取引はすべて開示対象になります。

当該取引が第三者との取引と同等な条件であっても、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引でなければ、開示は省略できません。これは、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しい場合もあり、恣意的な判断が介入する余地があるためです。

したがって、設問の場合には開示対象になると考えられます。